

令和3年度大学入学者選抜における総合型選抜及び  
学校推薦型選抜の実施に関する配慮事項について令和2年5月14日  
高等教育局大学振興課

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの高等学校等で臨時休業が実施されていることを踏まえ、令和3年度大学入学者選抜における総合型選抜（現「AO入試」）及び学校推薦型選抜（現「推薦入試」）の実施に当たり、特定の入学志願者が不利益を被らないよう、実施者である大学に対し、配慮が必要な事項を通知する。

なお、令和3年度大学入学者選抜の日程や調査書の記載等は、今後定める「令和3年度大学入学者選抜実施要項」において周知する予定。

## 【主な事項】

- 1 高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績を評価する際、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、結果を記載できないことをもって不利益を被ることがないように、それまでの成果獲得に向けた努力のプロセスや大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価する。
- 2 調査書について、出席日数や特別活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって、不利益を被ることがないようにする。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、上記1及び2を踏まえ、例えば、ICTを活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、入学後の学修計画書等の提出等を取り入れた多様な選抜方法の工夫が考えられる。
- 4 募集要項を公表する際、募集要項に記載されている選抜方法とは異なる方法で選抜を実施する可能性がある場合には、その旨を明記するとともに、変更については早期に決定し、周知する。
- 5 今般の新型コロナウイルス感染症対策という特別の事情に鑑み、総合型選抜及び学校推薦型選抜において課す学力検査の教科・科目等を見直すことは可能であるが、入学志願者への影響を十分考慮した上で変更する。

など

令和3年度大学入学者選抜（総合型選抜・学校推薦型選抜）における配慮事項について（新規）

新型コロナウイルス感染症対策の影響により、高等学校で臨時休業等が実施され、各種のスポーツ・文化関係の行事、大会や資格・検定試験等が中止、延期又は規模縮小等されていることを踏まえ、令和3年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜において配慮していただきたい事項をお示ししていますので、関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いいたします。

2文科高第161号  
令和2年5月14日

各 国 公 私 立 大 学 長 殿

文部科学省高等教育局長  
伯 井 美 徳

（印影印刷）

高等学校等の臨時休業の実施等に配慮した令和3年度大学入学者選抜  
における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われ、全国が対象地域に指定されており、高等学校の臨時休業等が実施されているところです。

また、各種のスポーツ・文化関係の行事、大会、資格・検定試験等が中止、延期又は規模縮小等されているところです。

このような事態の重要性、緊急性を踏まえ、国公私立大学関係者及び高等学校関係者等のご意見を踏まえ、令和3年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施に関する配慮事項を整理しましたので、大学入学者選抜を実施する各大学におかれては、入学志願者の進学のを確保し、一人一人が安心して受験に臨めるよう、下記について十分にご配慮の上、令和3年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜の準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について」（平成29年7月13日文科高第355号高等教育局長通知）において、総合型選抜の出願時期は9月以降、合格発表時期は11月以降、学校推薦型選抜の出願時期は11月以降、合格発表時期は12月以降としていますが、これらの取扱いも含め、令和3年度大学入学者選抜の日程や調査書の記載等については、国公私立大学関係者及び高等学校関係者等の審議を踏まえ、今後定める「令和3年度大学入学者選抜実施要項」において周知する予定です。

- 1 総合型選抜及び学校推薦型選抜において、高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績を評価する際には、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、結果を記載できないことをもって入学志願者が不利益を被ることがないように、評価の方法や重み付け等に配慮し、この間の個々の志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぶとする意欲を多面的・総合的に評価すること。  
このため、各大学は、志願者の実情に配慮した丁寧な選抜を行う観点から、推薦書、活動報告書、大学入学希望理由書等においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めることなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知すること。
- 2 総合型選抜及び学校推薦型選抜において活用する調査書については、臨時休業の実施の結果、出席日数や特別活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載が少くないこと等をもって、入学志願者が不利益を被ることがないようにすること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、上記1及び2を踏まえ、例えば、
  - ・ICTを活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出
  - ・小論文等や入学後の学修計画書、大学入学希望理由書等の提出を取り入れた多様な選抜方法の工夫が考えられること。  
なお、ICTの活用に当たっては、志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の志願者が不利益を被ることのないよう、代替措置などの配慮を行うこと。
- 4 募集要項を公表する際、今後の感染状況によっては、募集要項に記載されている選抜方法とは異なる方法で選抜を実施することがあり得る場合には、その旨を明記するとともに、変更については早期に決定し、周知すること。
- 5 大学入学者選抜実施要項において、各大学に対し、個別学力検査等において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表すること(いわゆる「2年前予告」)を求めているところ、今般の新型コロナウイルス感染症対策という特別の事情に鑑み、総合型選抜及び学校推薦型選抜において課す学力検査の教科・科目等を見直すことは可能であるが、その場合であっても、入学志願者への影響を十分考慮した上で変更すること。
- 6 従来の方法と異なる選抜方法を検討している場合には、入学志願者が安心して準備できるように、その検討状況等について大学のホームページ等を通じて、随時情報を発信するとともに、変更については早期に決定し、周知すること。
- 7 帰国子女入試・社会人入試のほか、令和2年中に実施される4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜、編入学試験及び大学院入学者選抜においても上記1から6に準じて、適切に対応すること。

**【本件連絡先】**

高等教育局大学振興課大学入試室入試第2係

TEL：03-5253-4111（内線：2495）

e-mail：gaknyusi@mext.go.jp

令和3年度大学入学者選抜（総合型選抜・学校推薦型選抜）における配慮事項等について（新規）

新型コロナウイルス感染症対策の影響により、高等学校で臨時休業等が実施され、各種のスポーツ・文化関係の行事、大会や資格・検定試験等が中止、延期又は規模縮小等されていることを踏まえ、令和3年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜において配慮していただきたい事項を大学に、専門学校の入学者選抜における配慮について専門学校に通知しましたので、関係各位におかれては、所管する高等学校等に周知いただくようお願いいたします。

2文科高第161号  
令和2年5月14日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄 殿  
する構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省高等教育局長  
伯井美德

（印影印刷）

### 高等学校等の臨時休業の実施等に配慮した令和3年度大学入学者選抜 における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われ、全国が対象地域に指定されており、高等学校の臨時休業等が実施されているところです。

また、各種のスポーツ・文化関係の行事、大会、資格・検定試験等が中止、延期又は規模縮小等されているところです。

このような事態の重要性、緊急性を踏まえ、令和3年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施について全大学に別添1のとおり、専門学校の入学者選抜における配慮について専門学校に対し別添2のとおり通知しましたのでお知らせします。

なお、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について」（平成29年7月13日文科高第355号高等教育局長通知）において、総合型選抜の出願時期は9月以降、合格発表時期は11月以降、学校推薦型選抜の出願時期は11月以降、合格発表時期は12月以降としていますが、これらの取扱いも含め、令和3年度大学入学者選抜の日程や調査書の記載等については、国公私立大学関係者及び高等学校関

係者等の審議を踏まえ、今後定める「令和3年度大学入学者選抜実施要項」において周知する予定です。

このことについて、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部、高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。)を設置する国立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の高等課程を置く専修学校に対し、十分な周知をお願いします。

**【本件連絡先】**

(大学について)

高等教育局大学振興課大学入試室入試第2係

TEL：03-5253-4111(内線：2495)

e-mail：[gaknyusi@mext.go.jp](mailto:gaknyusi@mext.go.jp)

(専門学校について)

総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第1係

TEL：03-5253-4111(内線：2915)

e-mail：[syosensy@mext.go.jp](mailto:syosensy@mext.go.jp)

別添省略